

放課後等デイサービス・就労継続支援A型の基準省令等改正

1 放課後等デイサービス

本県の指定事業所数: 174 (H28年12月末現在)

- ▽ 全国における総費用額1,446億円は、障害児支援全体の64.9%を占め、利用者・事業所とも大幅に増加
- ▼ 一方、利潤を追求し、支援の質が低い事業所や不適切な支援を行う事業所が増加しているとの指摘あり

基準省令等改正案の概要

(1) 障害児支援等の経験者の配置

- ① 児童発達支援管理責任者の資格要件を見直し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化
- ② 配置すべき直接処遇職員を「児童指導員」、「保育士」又は「障害福祉サービス経験者」とし、うち、半数以上を児童指導員又は保育士とする

(2) 事業内容に関する情報の提供及び自己評価結果公表の義務づけ等

2 就労継続支援A型

本県の指定事業所数: 51 (H28年12月末現在)

- ▽ 全国における総費用額781億円は、障害者支援全体の4.4%を占め、近年大幅に増加
- ▼ 一方、生産活動の内容が適切でない事業所や、利用者の意向に関わらず、全ての利用者の労働時間を一律に短くする事業所など、不適切な事例が増加しているとの指摘あり

基準省令等改正案の概要

(1) 就労の質の向上

- ① 利用者に対して、その希望を踏まえた就労の機会の提供を行うよう義務づけ
- ② 事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるよう義務づけ
- ③ 賃金を自立支援給付費から支払うことは原則禁止
- ④ 事業所が定めるべき運営規程の項目として、生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃を追加

(2) 総量規制の導入

障害福祉計画上の必要サービス量を確保している場合、自治体は新たな指定をしないことを可能とする